

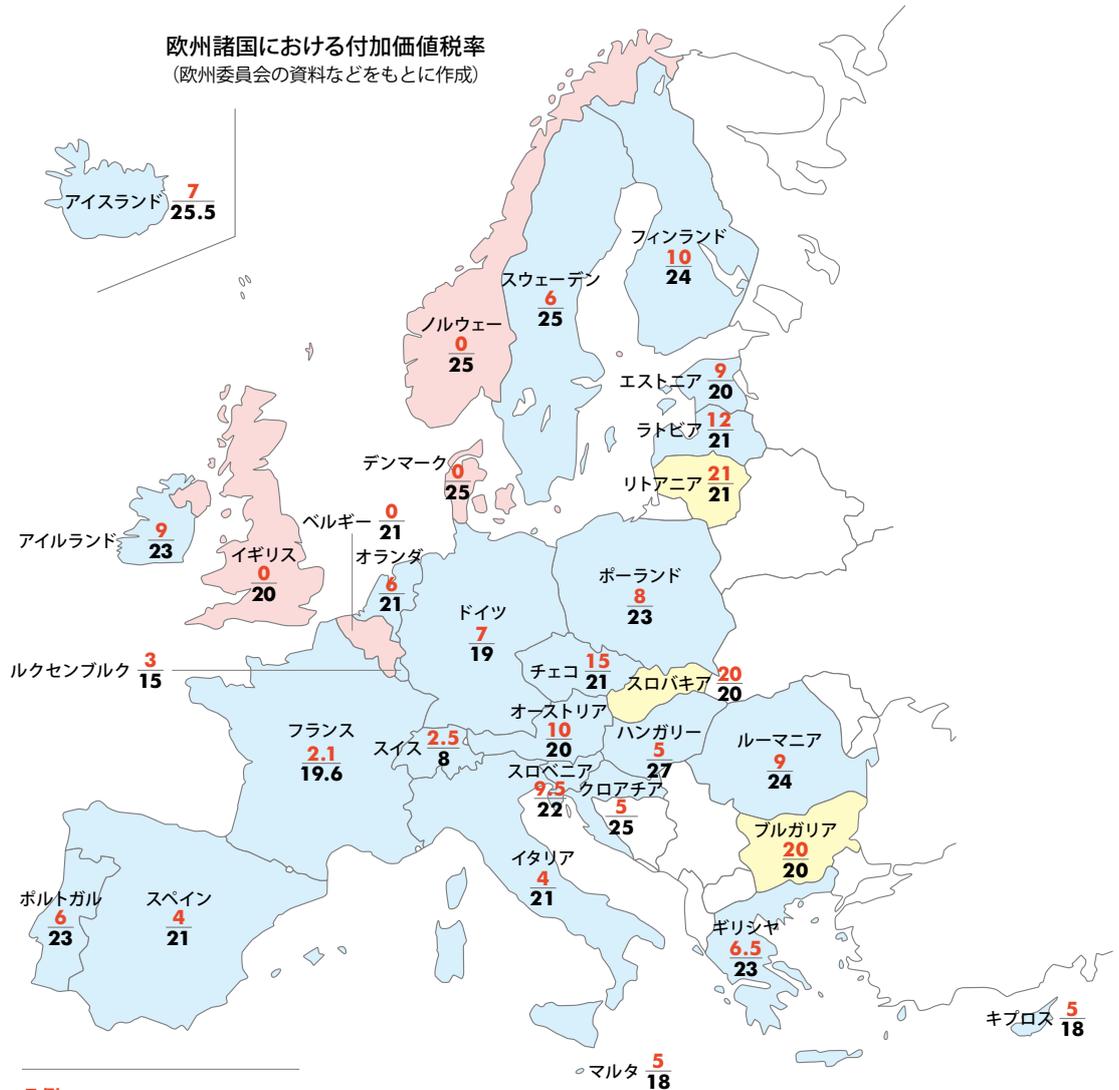
新聞と消費税

軽減税率は世界の常識

一般社団法人 日本新聞協会

NEWS PAPER

欧州諸国における付加価値税率
(欧州委員会の資料などをもとに作成)



凡例

- イギリス — 国名
- 0 — 新聞の税率
- 20 — 標準税率
- （ピンク色） — ゼロ税率の国
- （水色） — 軽減税率の国
- （黄色） — 標準税率の国

※アイスランド、ノルウェー、スイスは、EU非加盟
 ※フィンランドでは、新聞一部売りは標準税率

1 新聞への軽減税率は多くの国々で定着

新聞への課税は知識課税

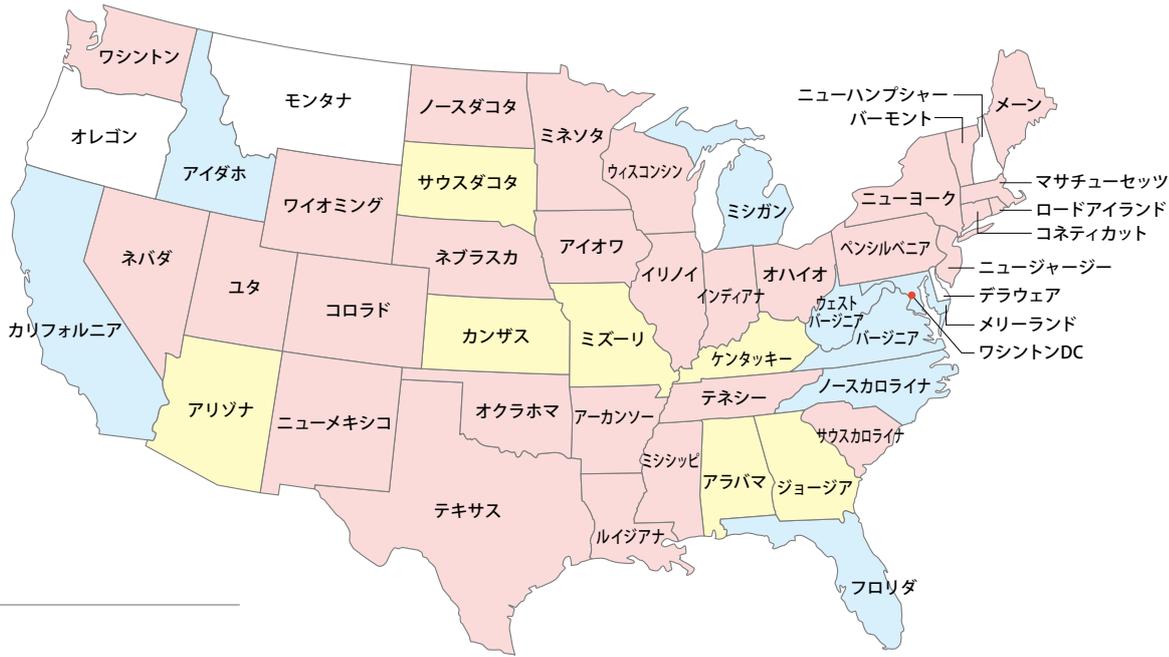
新聞界は売上税創設構想の段階（1986年）から、新聞の公共性・公益的観点からゼロ税率などの特例措置を考慮するよう要望し、自由な言論・報道活動を支える新聞事業の経営を圧迫するような税制改正に反対してきました。

1989年に導入された消費税は、高福祉国家への転換というわが国が直面する課題を解決するための処方箋の一つとして、税の財源を広く浅く求めたものですが、その当時から新聞界は、新聞への課税は「知識課税」であって、本来ゼロであるべきだと主張してきました。現在もその考えに変わりはありません。

新聞は、国の内外で日々起きる広範なニュースや情報を正確に報道し、多様な意見・評論を広く国民に提供することによって、民主主義社会の健全な発展と国民生活の向上に大きく寄与しています。

多様な情報伝達手段が登場している今日ですが、情報内容の正確性、情報の発掘力、言論性の高さ、情報接触の容易さ、国民への浸透度と世論形成力など、新聞は多メディア化の時代であっても、中核メディアとして機能しています。

米国における新聞へのセールスタックス課税・非課税の別
 (米国の税法関連出版社CCH刊行の“2011 State Tax Handbook”をもとに作成)



- 凡例
- 非課税の州
 - 条件付き非課税の州 (ほかにハワイ)
 - 課税している州 (ほかにワシントンDC)
 - セールスタックスが導入されていない州 (ほかにアラスカ)

※アラスカ、ハワイは地図略

現状 (税率5%) 以上の税率引き上げは、民主主義体制の維持と発展に果たしてきた新聞の役割と公共性を損なうものです。

欧米、韓国ではゼロ税率や軽減税率が常識

欧米諸国では、新聞にはゼロ税率を含め軽減税率が適用され、それが常識となっています。

1960年代以降、欧州各国では付加価値税 (VAT) を導入していますが、新聞に特別な措置をとっていません。ゼロ税率や軽減税率の適用、言論の多様性を確保するための各種の新聞助成策がそれです。欧州各国のVAT標準税率は、8%~27%ですが、新聞に対する税率は、ベルギー、デンマーク、英国、ノルウェーがゼロ税率を適用しています。軽減税率として、フランス2.1%、スイス2.5%、ルクセンブルク3%、スペインとイタリア4%、キプロス、ハンガリー、マルタ、クロアチアの各国が5%、オランダ、スウェーデン、ポルトガル6%、ギリシャ6.5%、ドイツ、アイスランド7%、ポーランド8%、エストニア9%などと低く抑えられています。また、経済協力開発機構 (OECD)

34か国の加盟国ほとんどが新聞に対して軽減税率を適用しており、韓国もゼロ税率となっています。カナダも国・州を合わせると実質的に軽減税率となっています。このほか、米国のセールスタックスは小売り段階にのみかかるものでVATではありませんが、新聞に例外なく課税しているのは7州とワシントンDCにとどまっており、非課税 (29州) か条件付き非課税が大半を占めています。

欧州委員会内には、新聞への軽減税率を認めた上で軽減税率を一定の幅に収めるという意見も出ていますが、加盟国の大半は、それぞれの国の歴史的背景を踏まえて、これまでどおりの新聞への軽減税率の存続を打ち出しています。諸外国の新聞に対する特例的な措置は、新聞の言論・報道の公共性、公益性を高く評価し、言論および文化の多様性を維持しなければならないという認識に基づくものです。新聞はその中でも中核に位置するメディアであり、「新聞には最低の税率を適用すべし」という認識は、欧米諸国でほぼ共通しています。

このように、新聞に対し軽減税率を導入することは、国際的にも極めて妥当なものです。

2 欧州各国は新聞を特別扱い

標準税率引き上げ時も軽減を堅持

●欧州委員会 民主主義の“必需品”として軽減税率を認める

欧州連合（EU）は、VATに関する指令で「標準税率は15%以上、軽減税率は5%以上で2種類まで設けることができる」と規定したうえで、軽減税率の対象品目リストの中に生活必需品（食料品や飲料水など）をあげ、実際ほとんどの国で軽減税率が適用されています。ここで特に重要なのは、欧州委員会（EC）は民主主義体制維持のための“必需品”との認識から新聞や定期行物・書籍が軽減税率の対象になることを明確に打ち出していることです。

ECはEU加盟各国のVAT税率を一定の幅に収めるハーモナイゼーション（調和）を目指しており、「英国などのゼロ税率は将来的になくすべきだ」との考え方を示しています。しかし、英国は「社会的な目的をもって独自に実施しているのだから、廃止する考えはない」と拒否し、5%未満の軽減税率を適用しているほかの国でも変更する考えはないとしています。

●フランス 超軽減税率で多くの人の購読が可能

新聞に対する税率は2.1%。標準税率は19.6%で、このほかに5.5%の軽減税率も設定されています。プレスに対する保障は、フランス革命の人権宣言と、それを基にした1881年の「出版自由法」にさかのぼり、歴史的にきわめて手厚く保護されてきました。VATは1968年に導入されましたが、それまでの売上税で課税が免除されていたことを引き継ぎ、新聞は非課税とされました。その後、1977年に2.1%の超軽減税率が日刊新聞に適用され、今日に至っています。

新聞に超軽減税率が適用されている理由について、フランス日刊全国紙協会では「民主主義にとって絶対不可欠。軽減税率で価格が低くなれば多くの人が購入でき、情報を広く伝えることができる」と説明しています。政府側も、文化・コミュニケーション省の参事官は「自由の国フランスでは政府が活字メディアを支援することは当然視されている。歴史的、文化的遺産として根づいている」と述べています。フランスでは、

VATや郵便料金優遇といった間接助成のほか、活字メディアに対する約15の直接助成が実施されています。

●英国 「知識に課税せず」。歴代政権が堅持

新聞に対する税率は0%。標準税率は20%で、このほかに5%の軽減税率が設けられています。VATは1973年に導入され、新聞は当初からゼロ税率が適用されました。英国が財政危機に見舞われた1990年代、新聞に対する税率の引き上げ案が何度か浮上しましたが、その都度見送られています。2011年に標準税率が引き上げられた際も、新聞のゼロ税率は維持されました。関税庁の担当者は「英国政府は、読むことを国民に奨励することが、識字率・リテラシーの改善、向上にも役立つと考えている。1969年に政府は議会で

欧州諸国付加価値税率一覧

国名	標準税率	新聞	雑誌	書籍
オーストリア	20	10	10	10
ベルギー	21	0	0	6 ※1
ブルガリア	20	20	20	20
クロアチア	25	5	5	5 ※2
キプロス	18	5	5	5
チェコ	21	15	15	15
デンマーク	25	0	25	25 ※3
エストニア	20	9	9	9
フィンランド	24	10	10	10 ※4
フランス	19.6	2.1	2.1	5.5
ドイツ	19	7	7	7
ギリシャ	23	6.5	6.5	6.5
ハンガリー	27	5	5	5
アイルランド	23	9	9	0
イタリア	21	4	4	4
ラトビア	21	12	12	12
リトアニア	21	21	21	9
ルクセンブルク	15	3	3	3
マルタ	18	5	5	5
オランダ	21	6	6	6
ポーランド	23	8	5	5
ポルトガル	23	6	6	6
ルーマニア	24	9	9	9
スロバキア	20	20	20	10
スロベニア	22	9.5	9.5	9.5
スペイン	21	4	4	4
スウェーデン	25	6	6	6
イギリス	20	0	0	0
アイスランド	25.5	7	7	7
ノルウェー	25	0	0	0 ※5
スイス	8	2.5	2.5	2.5

出典：EU加盟国は欧州委員会（European Commission）発行の“VAT Rates Applied in the Member States of the European Community”（2013年7月1日時点）に基づく。EU非加盟国は各国の税務当局サイトを参照。

※1 新聞は日刊、週刊紙がゼロ税率 ※2 非日刊紙は10%
 ※3 新聞ゼロ税率は月刊以上の発行頻度 ※4 新聞は1か月以上の定期購読 ※5 新聞ゼロ税率は最低週1回発行

凡例 EU加盟国 EU非加盟国

『知識に対して税金をかけることは避けなければならない』と答弁した。英国としては新聞へのゼロ税率を今後も維持していきたい」と話しています。

●ドイツ 知識や情報を獲得するために 不必要に高い経費をかけさせない

VATは1968年に新聞5%、標準10%で導入され、83年に新聞への税率が7%に引き上げられています。2007年には標準税率が19%に改定されましたが、新聞に対する税率は7%と、標準税率の半分以上の水準には据え置かれました。2010年にも軽減項目の見直しがありましたが、新聞への軽減適用は継続されています。ドイツには「新聞は思索のための食料」という言葉もあり、「知識や情報を獲得するために不必要に高い経費をかけさせない」（ドイツ財務省）との考えが浸透しています。新聞は公衆が論議し、多様な意見が繰り広げられるための社会的公共財として軽減税率が適用され、国民の理解を得ています。さらに、文化・メディア省は「若者の活字離れなど活字文化が大きな危機にさらされている今だからこそ、軽減税率を維持する必要がある」と強調しています。

●スウェーデン 高い新聞購読率は 民主主義の重要な資産

新聞に対する税率は6%。標準税率は25%で、このほかに軽減税率12%が設けられています。VATは1969年に導入され、新聞は当初0%でした。しかし、95年のEU加盟によりEU指令の適用を受けるようになったほか、金融危機に起因する財政悪化などを背景に、96年に軽減税率が適用されました。スウェーデンでは、新聞を読んでいる人が多く、民主主義を維持する上で重要な資産であると考えられています。政治家の間でも、「新聞購読料が高いと読む人が減り、社会的な影響力に問題が生じる」との懸念が根強くあります。

●ノルウェー 新聞はVAT導入時からゼロ税率

1970年に標準税率20%のVATが導入されましたが、新聞には当初からゼロ税率が適用されています。政府は、ノルウェー語の保護のほか、「自由な世論形成を阻害しないため」「新聞に対する課税は文化を損なう恐れがある」ことをその理由として挙げています。当時は多くの新聞社が倒産しており、政府が支援しなけ

ればさらに倒産する懸念があったため、ゼロ税率の適用と同時に制作助成制度も導入され、これにより多くの新聞が発行されています。標準税率は93年、95年、2001年に引き上げられましたが、新聞はゼロ税率が続いています。

軽減税率適用の歴史は欧米の民主化の歩み

欧米の新聞への軽減税率適用の歴史は、各国の民主化の歩みと密接にからんでいます。英米では、新聞への課税（スタンプタックス＝印紙税）が言論弾圧の道具として使われてきた時代がありましたが、民主化のうねりが新聞への課税廃止を実現し、情報と知識を備えた市民の手によって民主主義を発展させてきました。

英国では、18世紀初めに新聞を含めた出版物の普及を阻むことを目的とするスタンプタックスが導入されましたが、自由と民主主義を求める市民の声によって1855年に廃止されました。フランスではフランス革命の人権宣言における「思想の自由」などを基に、1881年に「出版自由法」が制定され、法律でプレスが認められてきました。ドイツではナチス時代の反省もあり、民主主義をサポートするための制度を構築することに強いこだわりがあります。新聞界は、「新聞は社会にとって必要な情報、広範囲の情報を提供できる。多くの人が新聞を読むことで民主主義が発展する」（ドイツ新聞協会）と考えていて、文化・メディア省も、「市民の間に、新聞は民主社会の基礎的な財との認識がある。新聞の特殊性は、政府全体で共有している」と述べています。

VAT 軽減税率以外にも手厚い支援

ヨーロッパでは付加価値税の軽減税率以外にも、新聞に対してさまざまな支援策が施されています。フランスではサルコジ大統領が2008年、活字メディア活性化策を議論する組織を設置し、2009年にさまざまな施策を打ち出しました。若者（18～25歳）に対して新聞を無料提供する試みは既に実施されており、世界的にも話題になりました。

一方、スウェーデンでは、日刊新聞市場の多様性を確保するために1971年、新聞への助成制度が設けられました。当該市場で2番手の新聞を支援するのが制度の趣旨で、新聞制作と配達に対する2種類の枠組みがあります。2010年の助成額は70億円以上に上っています。ノルウェーにも税金による直接助成制度があります。

3 新聞は、民主主義の根幹をなすメディア

新聞による自由な報道は民主主義の成熟度を測るバロメーター

日本新聞協会加盟社だけでも全国に100を超える新聞社が存在し、規模の大小を問わず各紙が取材競争を通じて地域レベルから全国レベルまで多様なニュース、情報を国民に提供しています。このように多様な新聞が併存することによって、たとえば国政から地方行政の隅々をチェックする機能を果たし、読者に多種多様な情報と評論を提供しています。新聞による自由な言論と報道は、民主主義の成熟度を測るバロメーターです。

報道機関としての新聞の重要性は、司法の場でも認められています。最高裁は1969年「報道機関の報道は、民主主義社会において国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあることはいうまでもない」と報道の重要性を明言しています（取材フィルム提出の是非が争われた「博多駅テレビフィルム提出命令事件」の最高裁判決）。

法制度によるプレスの保護

ジャーナリズムを法制度としてどう保護すべきか。例えば、ドイツ憲法は、意見表明の自由、プレスの自由それから放送の自由、映画の自由という条文の書き方になっている。意見表明の自由は、一般的な表現の自由になるが、それとは別に、プレスの自由を保障している。ドイツでは、憲法の保障する人権として、表現の自由とは別にプレスの自由を保障するという考え方が採用されているが、プレスの自由は、日本で言えば、“取材報道の自由”である。ただし、その理解の仕方は日本と少し異なっていて、憲法は、情報の入手つまり取材の段階からニュースを作成し公表し、さらにそれを読者に届けるプロセス、その全体の制度としてプレスの独自性を保障していると理解されている。日本の判例は、テレビ局のビデオテープを裁判や犯罪捜査の証拠として採用することを認めるなど、取材の自由を軽く見る傾向がある。これに対し、ドイツでは、プレスの自由によって、取材の自由も、報道の自由と同程度の憲法による保護を受けると考えるのが判例であり、学界の通説になっている。このようなプレスの自由の理解を背景として、訴訟法も、ジャーナリストの証言拒絶権や証拠提出拒否権を認めている。

(大阪大学大学院高等司法研究科教授 鈴木 秀美氏)

インターネット時代でも新聞は主役

インターネットの普及で、日々膨大な情報がはららんし、人々の生活のあり方に大きな影響を与えるようになってきました。しかし、新聞は社会に必要なメディアとして国民生活に広く根付いています。

日本新聞協会の「2009年全国メディア接触・評価調査」結果によると、新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットについて、それぞれの印象・評価を尋ねた結果、新聞は、「社会に対する影響力がある」「社会の一員としてこのメディアに触れていることは大切」など、社会性を示す項目で特に高い評価を得ています。

さらに、「地域や地元のことがよく分かる」「世の中の動きを幅広くとらえている」などの実用性、「情報が正確である」「情報が信頼できる」などの信頼性においても、同様に高い評価を得ています。特にこれらの項目においては、インターネットに比べ、圧倒的に優位性が見られます。

そもそもインターネットの世界でも、ことニュースに関しては新聞社の取材力と情報の信頼性に頼らざるを得ないのが実情です。新聞社以外のサイトに掲載されているニュースのほとんどは新聞・通信社から提供されています。新聞はインターネット全盛の時代にあっても「ハブ（中核）メディア」として機能しています。

大震災でも新聞の真価を発揮

東日本大震災に際しても、被災地の新聞社は自ら被災しながらも、休むことなく新聞発行を続け、通信手段の途絶した被災地に情報を届けました。また、全国の新聞社が、地震や津波、原発事故が引き起こした様々なニュースから被災者の安否情報や生活関連情報まで、活字メディアならではのきめ細かな報道を続け、新聞が国民の重要な情報ライフラインであることが確認されました。

インターネット上でも、新聞社が発行する電子新聞はアクセス数が急増しました。人々が信頼できる情報を新聞社に求めていることの表れと言えます。自分で好きなものを探す検索型ではなく、新聞社の手がける一覧性のある電子新聞は、紙の新聞と同様に、知識や教養の向上につながると考えられます。新聞の電子版も紙の新聞と同様に高い公益性を有しています。

4 | 読み書き能力は 国の力の源泉

学習指導要領に新聞の活用導入へ

近年、いわゆる文字離れ、活字離れによってリテラシー（読み書き能力、教養や常識）が低下していることが大きな問題となっています。特に若年世代にその傾向が顕著です。リテラシーはその国の文化力、国の力を反映したもので、新聞購読に障害となる消費税の引き上げは、国民全体のリテラシーを確実に低下させるでしょう。

経済協力開発機構（OECD）が15歳男女（日本では高1）を対象に2000年から実施している国際学習到達度調査（PISA）の結果によると、日本の読解力の平均点は、第2回（2003年）では第1回の8位（平均得点522点）から14位（同498点）に後退、第3回（2006年）では15位（同498点）に低下しました。1位との得点差も、徐々に広がっています。

こうした状況を背景に学習指導要領が改訂され、2011年度の小学校をはじめとして、中学校（2012年度）、高校（2013年度）へと順次導入される新学習指導要領では、課題解決のための思考力、判断力、表現力等の育成や言語活動の充実が大きな柱となっています。実践の具体例として、国語や社会をはじめとする各教科で新聞の活用が推進されます。

新聞界は、情報の量・質の改善に取り組み、「読みやすく」「分かりやすい」紙面提供を心がける一方、文部科学省の全面的な支援を得て、1989年からNIE（教育に新聞を）運動を推進しています。新聞協会が一定期間新聞を提供するNIE実践指定校は500校を突破、ほかにもガイドブックの発行や新聞を題材としたイベントなどを通じて、新聞界全体で全国のNIE活動をサポートしています。

新聞読読が総合読解力の向上に効果

PISAの第4回調査（2009年）で日本の読解力は8位（520点）に改善しましたが、併せて実施された読書活動などを尋ねるアンケートによると、新聞を月に数回以上読むと答えた生徒は、それに満たない生徒よりも読解力の平均得点が25点高いという結果が出ています。読解力が日本より上位だった上海や韓国、フィンランドでも同様の傾向が見られました。OECDの過去4回の調査で読解力が常に上位を占めているフィンランドでは、新聞の購読率が高い上に、昔から子どもに読む力を求めてきた伝統もあり、新聞を教材に使ったNIE運動が活発に行われています。

国の文化の力を高めるには、地域、年齢、職業、所得などにかかわらず、多様でバランスがとれ、抑制のきいた基礎的な情報が、定期的かつ広範囲に提供されなければなりません。読み書き能力、知識・教養に対する新聞の貢献をこれまで以上に重視すべきです。

総合読解力と新聞読読の関係

	総合読解力の平均得点	「新聞を読まない」層の平均得点	「新聞を読む」層の平均得点
1 上海	556	531	566 (+35)
2 韓国	539	527	556 (+29)
3 フィンランド	536	523	540 (+17)
4 香港	533	511	538 (+27)
5 シンガポール	526	503	531 (+28)
6 カナダ	524	521	531 (+10)
7 ニュージーランド	521	518	526 (+8)
8 日本	520	506	531 (+25)
9 オーストラリア	515	510	523 (+13)
10 オランダ	508	497	527 (+30)

※「読む」は、5つの選択肢の中から、「月に数回」「週に数回」と回答した生徒。「読まない」は「まったくか、ほとんどない」年に2～3回「月に1回ぐらい」と回答した生徒。

OECD国際学習到達度調査（2009年）

多様な言論、手軽な情報入手 健全な民主主義の土台に

民主主義の主役は国民です。その国民が正しい判断を下すには、政治や経済社会など、さまざまな分野の情報を手軽に入手できる環境が重要です。欧米の先進国では、軽減税率をはじめ各種の新聞助成策を講じていますが、その根底に流れているのは、新聞による多様で自由な言論と報道への配慮は「民主主義の必要経費」という考えです。新聞への軽減税率の適用は、国民生活に不可欠な広範で基礎的な情報の入手を可能にし、健全な民主主義と豊かな社会・国家の土台になります。

新聞と消費税

軽減税率は世界の常識

一般社団法人 **日本新聞協会**

〒100-8543 東京都千代田区内幸町2-2-1日本プレスセンタービル7F
TEL.03-3591-3460 FAX.03-3591-6149 URL.<http://www.pressnet.or.jp>

2011年5月発行
2012年10月一部修正
2013年2月一部修正
2013年8月一部修正